

# 鉄砲伝来についての二・三の考察

——とくに八板氏清定一流系図について——

濱田利安

西之表市在住の八板春吉氏宅に天文二十二(一五四三)年に伝來した火縄

銃を手本にして国产一号火縄銃を完成させたとされる「金兵衛尉清定」一流系図が遺されている。この系図は、金兵衛尉清定が国产火縄銃を完成させる経緯を細かに記しており、南浦文之の「鉄炮記」(南浦文集所収)や種子島家の公式記録「種子島家譜」とともに鹿児島に遺る鉄砲伝来にまつわる数少ない史料の一つである。しかし、この系図は、その他の系図も含めて、一般的に系図が史料的信頼に欠けることもあって、その所在は知られているものの「鉄砲伝来」を語る史料として本格的な取り上げられ方をされずにきた。黎明館は、所蔵者八板春吉氏の好意によって、展示の機会を得たので史料の紹介をかねながら関連する二三の問題について考察してみたい。

## ①、系図の全容

八板氏清定一流系図<sup>〔1〕</sup>

清定

金兵衛尉

濃州閔之鍛冶善刀劍為產業而來

天文十二年癸卯八月南蛮船漂來于西之村洋時携來  
鐵炮而獻二挺故鄉於島主時惠公公得於異邦之珍

甚愛焉故使於鍛冶清定約師弟學其製也清定以謂外  
夷之賊雖告信敢不容寧遣娘女於船長辛良叔舍以不如結

一朝之交而嫁之概得聞其製方千慮不通所以塞其底  
之術也隔數月蛮船開港携嫡女去臨別蛮人贈遣之品  
物許多也

同十三年甲辰南蛮船復漂到於坂井村熊野洋携嫡  
女若狭而得相見幸有船中一人鐵匠者師之以得塞其  
底之術半時亦有泉州境之橋屋又三郎者奇之亦師清  
定以得其術也公此二鐵炮者日本之權輿也

歷數年家傳之寶器悉灰燼

元龜元年庚午九月八日死法号宗宥

子

若狭

大永七年丁亥四月十五日生母猶原氏女法名妙看

天文十二年癸卯八月嫁车良叔舍到蛮国有感而咏一

首

月毛日毛日本乃方素奈津加志也我雙親乃有留都思惠波

天文十三年蛮船来而父子相見數日而若狭詐大病  
為死營棺槨而殯宮蛮人見之不流涕

清賀

李左衛門

享祿四年辛卯生母同

慶長三年戊戌七月十九日死法名宗守

清實

今兵衛

永祿二年己未九月十二日生母牧瀬氏女法名妙守

寛永四年丁卯八月十日死法名隆恭

清則

李之丞

文祿元年壬辰十月廿一日生母平瀬女法名妙恭

寛文九年己酉八月九日死隆貞

清重

五郎左衛門

正保二年乙酉十二月八日生母阿世知半五女法名妙貞

元祿八年乙亥五月十九日死法名隆長

清常

延寶三年乙卯四月八日生母柳田助兵衛女法名妙長

正德四年甲午六月七日死法名堯衍

清安

鉄右衛門

元祿八年乙亥五月八日生母鮫嶋半右衛門女法名妙堯

寶曆五年乙亥五月十七日死法名道衍

清沁

今兵衛

享保五庚子六月廿六日生母松下仲兵衛女法名妙衛

寛政七年乙卯七月廿一日死法名修善院淨運

清次

五郎左衛門

享保八年癸卯四月四日生母同

清次

李右衛門喜藤次

享和二年壬戌九月三十日死善性院宗晴

文化

清乘

李左衛門鉄兵衛

寛保三年癸亥七月十日生母長野市藏女法名妙晴

享和元年辛酉六月六日死法名夏月院晴光

清安

弥兵治

権次郎

寶曆元年辛未四月廿日生母同

文化五年戊辰六月十日生母同

天明四年甲辰十二月十八日死蓮華院良信

女子 川嶋勘左衛門用年妻

寶曆四年甲戌生

女子 阿世知友右衛門妻

明和六年己巳六月廿八日生母平瀬孫七女

清貞

鉄造今兵衛

安永三年甲午十二月廿八日生母同

清重

覺七今之進

天明元年辛巳五月四日生母同

襲池龜李兵衛家系

女子

寛政十一年己未十一月十九日生母牧瀬今左衛門女

女子

文化元年甲子八月廿日生母同

清

文化五年戊辰六月十日生母同

権次郎

清

女子

寛政十一年己未十一月十九日生母牧瀬今左衛門女

女子

安永三年甲午十二月廿八日生母同

清貞

鉄造今兵衛

文化元年甲子八月廿日生母同

これによると、系図は「清・権次郎 文化五年戊辰六月十日生母同」で閉じられているので、文化五年以前の成立は考えられない。勿論具体

この系図の成立の時期を史料的に確定しうるものはなく、系図末尾の次の記載がその成立の時期を類推する唯一の史料である。

## ②系図の成立について

的な成立年次は知る由もないがこの記載に従うと系図成立の時期は文化五年以降の成立であるといえる。<sup>(2)</sup>

この時期に、八板家が系図を遺そうとした背景についても興味がある。文化年間を前後するころの日本は、例えば、寛政四（一七九二）年にロシア使節ラクスマンが根室に来航し通商を求め、文化元（一八〇四）年にレザノフが長崎にきて通商を求め、文化五年にはイギリスの軍艦フェートン号がオランダ船を追つて長崎に侵攻するなど、欧米諸国の船が日本近海に出没し対外関係で急迫を告げていた頃である。幕府は全国の諸大名に対してもその対応について細かに指示をしながら海防の充実を急がせた。

この時期、種子島家譜にも当然のことながら対外関係の記事が多くなってくるのだが、これを文化年間に限つて異国船掛からの達書を中心にしてみると

- ①文化三年二月の「異国船掛種子島役人宛申渡書」<sup>(3)</sup>
- ②文化五年正月の「異国船掛種子島役人宛申渡書」<sup>(4)</sup>
- ③文化五年二月の「種子島御役所鹿児島郡役所宛おろしや船手配書」<sup>(5)</sup>
- ④文化五年八月の「異国船掛種子島役人宛申渡書」<sup>(6)</sup>

などが注目されいずれもロシヤ船が薩摩領内に来航した場合の対応について述べたものである。これらを順に追つてみると、例えば文化三年の記事は、「…能々申諭し、なりたけ穩に帰帆候様取計…直ニ帰帆難相成次第候ニ候ハ、相應其品相与へ、可為帰帆候…」とつとめて穩便に解決すべきことを指示しているが、文化五年正月のそれは、「おろしや船何れ之浦ニ而も相見得候ハ、嚴重ニ打払候様、公儀より被仰渡

…」とロシヤ船を見かけたらすぐに打ち払えという指示に大きく変わっている。これは、対外関係が急迫していくことを如実に物語る。文化五年二月の史料は、種子島役所から鹿児島郡役所に差し出したロシヤ船の薩摩領内来航の際の海防の備えの実際を報告したものである。武具の手配、防備用の兵の手配、指揮系統のあり方など細かに記している。そのうち、武具について注目してみると、

- 一、武具之儀、飛道具長道具共ニ所持之道具可持出事
- 一、飛び道具等御物ニ有限ニ而相済、所持無之面、者、自分差科ニ而可相勧事

一、異国船漂來之節、鉄炮打方番人可相放旨申渡、兼而鉄炮相渡置候  
儀申渡候事

などと特筆するが、防備用の武具としてこのほかに鉄炮が重要視されていることがくみ取れる。

八板系図は、このような外圧の強まり、鉄炮の需要の高まる中で鉄砲鍛治の地位も当然向上してきたと思われるが、このような状況下であることは、八板家は鉄砲鍛冶元祖家として系図製作の意欲を高めていったのではないかと考えられる。

### ③八板系図の様式上の特質

前掲の系図解説例を一覧してすぐ気づくことは、すでに森克己氏が指摘しているように、二代清賀より八代目の清應にいたる間の七代程の間は系図の書き方が嫡子系図の形式をとつており嫡子以外の何人をも記し

ていない。この系図を素直に読めば清賀から清応までの間七代にわたつて一人子が続いたことになり、常識的に考えると甚だ不自然だといわなければならない。

今種子島に大切に語り継がれている若狭姫にまつわる伝説がある。ちなみにこの伝説の起こうの背景は系図の清定譜によるのだがその概要を箇条書き的に整理すると、

・八板金兵衛が鉄砲製造の技術を得るために自分の娘若狭を漂着した

南蛮船の船長に嫁がせた。

・船長は若狭を連れて種子島を去つたが翌年若狭を伴つて再来した。

・金兵衛は娘を船長の元に返すのが惜しくなり若狭が病気になり死んだと偽り葬式まで出してしまった。

・船長はこの偽りに怒つて、今後自分は「八板家に七生祟つて同家に

は女の子供を生まれさせないであろう」と呪詛して島を去つた。

・この呪詛によつて八板家にはその後長く女子が誕生しなかつた。

というものだ。

森氏は、この伝説に着目しながら、七代もの間、系図に嫡子のみしか記載されない不合理さを

「初代清定の譜には娘若狭と息子清賀が記され、また、七代以降も息子娘が記されていわゆる普通の系図様式となつていて。しかし、二代清賀から八代清応に至る間は、嫡子以外何人も記されていない。勿論女子は記されていない。一人子が六代も七代も続くことや同じく女子が誕生しなかつたことは常識的な考え方られないことで、恐らくその他の兄弟は省略されたものであるうがこのことは系図全体の構成からいってかなり不

合理だ。いつのことかは、はつきりしないが、すくなくとも系図の成立した文化五年以降に、この系図を見た者が、この系図の不自然さに気づき、この不自然さを合理的に説明するために、幸いというか、若狭の譜に、「見之不流涙」もあるのでこれを好材料にしながら、清定の仕打ちを恨んだ南蛮人が、七生祟つて同家に女子を生まれさせないという話を作りだしたのではないか。」（森氏「鉄砲伝来にまつわる伝説」）（日本歴史50号）筆者要約」と説かれている。

この伝説の主人公たる若狭については、史料的な制約から伝説の域を出ないとするのが妥当な見解だろうが、しかし、西村天囚博士は、「南島偉功伝」の中で「されど、若狭がことは、鉄砲記にもピントが紀行文にも絶えてその文を見ず。独り八板氏系図と口碑とに伝ふのみ。疑う可き筋にあらねども、決して小説的附会として埋没すべきにあらず。……として、確かに史料的制約はあるがあながち否定し去るべきことではないと云つてゐる。つまり、天囚博士は、若狭のことが鉄砲記・種子島家譜など公式の記録にとどめられなかつたのは、

・女子が外国人とまみえることは恥ずべきことであつた。

・まして、主君の命を達せんとして、家臣の娘を外国人に嫁がせたとあつては、主君の面子にかかることととても記録にとどめ置くべきことではなかつた。

これが理由で、従つて、公式の記録にはとどめ置かれなかつたのであり、従つて、公的記録にないからといって若狭の実在を否定し去ることはできないといつてゐるのである。

若狭の実在やこの伝説の起こうについては、一考の余地があるが、い

ずれにしても、八板氏系図には様式上から前述したような特質があることを確認しておきたい。

・口上主は、十代清貞鉄造今兵衛。

・組入士存続の願いを申し出た口上。

#### ④八板氏系図と鍛冶文書との整合について

種子島開発総合センターには、多くの鍛冶文書が所蔵されている。これらの文書については、綿密な考証が必要だが、数点については、八板系図に登場する歴代の鍛冶名と明らかに符合すると断定できるものがある。当系図の史料的な価値を計る意味でその代表的なものをあげておきたい。なお、史料の詳細については、後の項目で述べたい。

①御普請奉行岩川理兵衛外四名連署八板鉄右衛門宛達書（正徳五年末

四月二九日付）<sup>⑨</sup>

・島主久基のにより鉄砲製造元祖家が確定したことを伝える史料。

・宛名八板鉄右衛門は、系図中七代清安鉄右衛門と推定。

②八板鉄右衛門御普請方宛口上覚（未正月五日）<sup>⑩</sup>

・島主久基より細工人の持高調査について、八板鉄右衛門が八板家の持ち高を前四代にわたる持ち高を報告したもの。

・口上主は七代清安鉄右衛門。

・口上文から七代清安鉄右衛門——六代清乗鉄右衛門——五代清重五郎

左衛門——四代清則李之丞が確認できる。

③八板今兵衛御普請衆中宛口上覚（丑十二月十一日）<sup>⑪</sup>

覚<sup>⑫</sup>

写

・中宿家臣に對して麓屋敷引つ越しとその叶わぬ者への組入士罷免の達しに對して今兵衛が、経済的な理由で引つ越し延期願いと、

このほか、種子島家譜にも、二十一代久芳譜安永元年三月十一日条に「十七日、八板今兵衛為組入士、以治工之功也」の記録（この条を系図との係わりで検証すると、為組入士は、九代清応今兵衛とみて間違いないと思われる）をはじめとして、系図の記載内容を裏付けたり補完したりする部分もある。鉄砲伝来に關しては初伝銃の系譜も含めてさらに検証を要する点も少なくないと思われるが、その際、八板系図の積極的活用の方法も検討してよいようと思われる。

## 2、鉄砲鍛冶元祖家の誕生について

国産銃第一号の製作者が「八板金兵衛」であることは今や周知の事実として認知されるところである。しかし、国産一号銃完成者としての「八板金兵衛」の名は鉄砲記にも種子島家譜にも一切でてこない。記録上時堯の命令によつて伝來銃を手本にして最初の模造品を作り上げたのは「金兵衛清定」であつて「八板金兵衛」ではないのにどう云う経緯でそれが「八板金兵衛」として定着したのか。

異国より鉄砲相渡候節、致相傳候  
鍛冶今兵衛清定名字並子孫有

無之儀、相糾可申上旨、先年巳ノ年

従 久基公被 仰下相糾候得共、究而

分明申出仁無之、古老之者共申

傳候者、清定与申者八板鉄右衛門元祖ニ而

可有之候、様子者當鉄右衛門祖父五郎左衛門

實名清重与名乘為申由申出候ニ付、

其旨書付を以申上置候、

仰出

清定子孫無之候而ハ不可然事ニ候条、

八板鉄右衛門家を鉄炮鍛冶元祖ニ

究置可申候、

右之通此節知覽小右衛門下りニ被

仰出候ニ付、申渡候条、奉得其意を

鉄炮稽古方尚以可相心懸事

肝要ニ候、子孫ニ至り此旨能相傳

尤ニ候、以上、

護普請奉奉

岩川理兵衛 印

下村新九郎 印

□川覺右衛門 印

知覽小右衛門 印

八板

この史料は、正徳五年四月二九日附で、当時の種子島家の御普請奉行であった岩川理兵衛・下村新九郎・□川覺右衛門・知覽小右衛門が連署の上八板某に宛てた達し書の写しで、島主久基が、鉄砲伝來の功労者の家系がはつきりしないのは不都合である事を理由にその子孫の調査を命じたこと、当時の鉄砲鍛冶の中から自主的な申し出がなかつたので、久基は古老の話などを参考にしながら八板鉄右衛門の家系を鉄砲国産化の功労者の家系に確定したことを伝えるものである。

この達書が誰宛のもでので系図記載の鉄匠の誰に該当するのか。これについてこの史料は達書の宛名部分「八板」の次が欠落しておりこれのみでは確定できなが、達書中の「八板鉄右衛門家を鉄炮鍛冶元祖に究置可申候」とあるので、達書末尾の宛名部分「八板」と合わせると達書の宛名は「八板鉄右衛門」と考えるのが自然だと思う。しかし、系図には正徳年間に生存した「八板鉄右衛門」は「清常・鉄右衛門」と「清安・鉄右衛門」があり、先に引用した達書部分のみではいづれに該当するのか確定し得ない。

系図の記載内容を補完する意味で好都合な史料として「薩隅日鉄炮鍛冶系図全<sup>(4)</sup>」がある。この史料は、弘化五（一八四八）年に橋北堂主人が鹿児島城内の客舎において書き写したと奥書きされる薩摩・大隅・日向三国の鍛冶系図で八板氏を中心にその師弟関係をベースにして三州の鍛冶名を整理したものである。とりあえずここでは、八板氏との係わりのある部分と抜き書きし、系図との対比表を作成し前掲達書の宛名を比定する史料としてみたい。

表中、八坂系図に従うと、達書中の「鉄右衛門」は、「清常・鉄右衛門」

と「清安・鉄右衛門」の二つが確認できるが、このうち、「清常・鉄右衛門」はその生没年が「延宝三年～正徳四」となっており達書の出された正徳五年の一年前に死亡している。「清安・鉄右衛門」はその生没年

八坂氏清定一流系図・薩隅日鉄炮鍛治系図対照表

八坂氏清定一流系図		薩隅日鉄炮鍛治系図	
鍛治名	生没	鍛治名	鍛治期間
清定：金兵衛	?～元亀1、9、18 ?～1570、9、8	清定：金兵衛	天文十二年甲辰得南蛮人之傳初製鐵炮
清賀：杢左衛門	享禄4～慶長3、7、19 1531-1602	清賀：杢左衛門	元亀・天正年間
清貴：今兵衛	永禄2、9、12～寛永4、8、10 1559-0627	清貴：今兵衛	元禄・慶長之間
清則：杢之丞	文禄1、10、21～寛文9、8、9 1592-1669	清則：杢之丞	元名・寛永之間
清重：五郎左衛門	正保2、12、8～元禄8、5、19 1645-1695	清重：五郎左衛門	正保・慶安之間
清常：鉄右衛門	延宝3、4、8～正徳4、6、7 1675-1714	清常：鉄右衛門	寛文・延宝之間
清安：鉄右衛門	元禄8、5、8～宝曆5、5、17 1695-1755	清安：鉄右衛門	宝永・正徳之間
清応：今兵衛	享禄5、6、26～寛政7、7、21 1720-1795	清応：今兵衛	元文・寛保之間
清次：五郎左衛門	享保8、4、4～享和2、9、30 1723-1802		
清次：杢右衛門喜藤次	享保18、12、10～文化? 1733-1800		
清乗：杢左衛門鉄兵衛	寛保3710～享和166 1743-1801	清乗：鉄右衛門	宝曆・明和之間
		清定：今兵衛	正徳・享和・文化之間
清安：彌平次	宝曆1、4、20～天明4、12、18 1754-1784	清安：弥兵次	宝曆・明和之間
		清次・権左衛門	寛政・享和之間
		清慎：弥兵次	
清貞：鉄造今兵衛	安永3、12、28～? 1774-?	清定・貞：鉄左衛門	
清重：覺七今之進 襲池亀杢兵衛家系	天明1、5、4～? 1781-		
清：権次郎	文化5、6、10～ 1808-?		

表は系図は系図の記載に従って鍛治名とその生没年で、薩隅日鉄炮鍛治系図は、先と同様に鍛治系図の記載内容に従って、鍛治名と鍛治として活動した期間で整理したものである。この二つの史料を正徳年間までに限って比較してみると、鍛治名については、両者ほぼ一致するが生存期間と鍛治として活動した期間が、「清安：鉄右衛門」を除いて符合しないなどの問題があるのでこの両史料の関係についてはさらに細かな検証が必要である。

正徳五年は西暦一七一五年にあたり、鉄炮伝来から数えて一七〇年余り、鉄炮記が著されてから約一〇〇年の歳月を経ているわけだが、すでにこの時期に鉄炮鍛冶元祖「金兵衛尉清定」に関する情報と、その後の一統の流れが掌握し得ない状況になってきていたことがわかるわけだが、ともあれ、この時期に元祖「金兵衛尉清定」が「八板金兵衛」として確定され、鍛冶八板家が元祖家筋として公式に認められたことはまちがいなく次項で詳述する「八板鉄右衛門取継衆中宛口上覚」の「：其上久基公御代、種子島鉄炮元祖之家筋ニ仰付置之旨、御普請奉行御證文を茂頂戴仕、難有仕合ニ…」の部分はこの事実を裏付ける史料として注目される。

### 3、鉄炮鍛冶元祖家に当たられた背景

八板鉄右衛門家が鉄炮鍛冶元祖家に当たられた経緯については、先に引用した「岩川理兵衛外三名連署八板鉄右衛門宛達書」にもとづいて述べた。それによると、島主久基の命によって鉄炮鍛冶元祖家の調査に当たった岩川理兵衛等普請奉行の面々が、八板鉄右衛門家を元祖の家筋として判断した理由は、古老等が八板鉄右衛門家筋が元祖家筋であると語り伝えているという鉄右衛門祖父五郎左衛門の申し出をもとにして、八

板鉄右衛門の家系を鉄砲鍛冶元祖家に確定したことが知れたが、このことのみで鉄砲鍛冶元祖家を判断したとすのはあまりにも軽すぎる嫌いがある。もちろん五郎左衛門の申し出は、重要な判断材料となつたことは間違いないのだが、それに符合するだけの鍛冶の実績やそれに即する鍛治の地位があつたことがその判断の大きな要因となつたと考えるのが自然だろう。逆に島主から鉄砲鍛冶元祖家の調査が命ぜられた時にその当座の種子島鍛冶仲間ににおける地位を考慮の対象にし、そこから先代へ先代へと調査を進めたとも考えられる。ここでは、八板鉄右衛門家が鉄砲鍛冶元祖家に定められた背景について考えてみたい。

口上覚<sup>15</sup>

此節從 弾正様諸細工人持高之儀付  
御尋之旨段々被仰付奉得其意候依之  
承傳申候趣申上候拙者曾祖父八板空之丞  
持高拾石祖父八板五郎左衛門持高拾石亡父  
八板鉄右衛門持高拾石拙者迄四代不易之  
持高拾石血筋斬絶不仕鍛冶細工相勤申候  
尤主取役之儀茂同前ニ相続仕申候此等之旨  
任御尋申上候以上

鍛冶主取

未正月五日

八板鉄右衛門

御普請方

種子島開発総合センターに所蔵されている鉄砲鍛冶文書「八板鉄右衛門御普請奉行宛口上覚」で、八板鉄右衛門が時の島主の緒細工人の持高の尋ねに対し、八板鉄右衛門が自家の持高を四代にわたって回答した口上である。

この口上の主は、史料文中の「…拙者曾祖父八板空之丞持高拾石、祖父八板五郎左衛門持高拾石、亡父八板鉄右衛門持高拾石、拙者迄不易之持高拾血筋斬絶不仕…」と系図とを照合すると、清安・鉄右衛門だということがはつきりする。なお、史料文中の「此節從 弾正様諸細工人持高之儀付御尋之旨…」の「弾正様」は、八板鉄右衛門が清安・鉄右衛門であることと合わせてみると、弾正入道栖林久基を指すことは明白である。従つてこの口上は、清安・鉄右衛門が島主久基の緒細工人持高に係る尋ねに対し、清安・鉄右衛門が自家の持高について四代にわたつて回答したものである。

史料文中の「…拙者曾祖父八板空之丞、持高拾石祖父八板五郎左衛門持高拾石亡父八板鉄右衛門持高拾石拙者迄四代不易之持高…」によるところ、八板鉄右衛門家は鉄右衛門からさかのぼること四代空之丞の代に八板の氏名をもち、種子島家から十石の持高を与えられる武士身分であったこと、また、同「…尤主取役之儀茂同前ニ相続四申候…」は同じく空之丞の代から鍛冶主取役を務めてきたことを物語つてゐる。

これらのことから、八板家は鉄右衛門時代に鉄砲鍛冶元祖に位置づけられた正徳五年以前に代々鍛冶主取を勤める家柄であり、また十石取りの士分格を有する家柄であることがわかつた。ちなみに八板鉄右衛門家が元祖家に指定された表向きの理由は、古老の申し伝えによるとするも

のであった。勿論これが元祖家を選定するに際しての重要な判断材料になつたことは間違いないわけだが、以上の事実を踏まえてみると、それに加えて正徳五年前後の八板家の鍛冶として家格あるいは、鍛冶仲間内での地位がそれを判断していく大きな要素になつていったのではないかと考えられる。

#### 4、元祖家としての八板家の処遇

種子島開発総合センターに所蔵される鍛冶文書によりながら元祖家に定められた八板家のその後の動向を注目してみたい。

口上覚<sup>(6)</sup>

乍恐奉訴上候様子者、先祖八板金兵衛南蛮  
人々鉄炮製法伝受仕申候而鉄炮數十挺相調  
差上為申由、依右勲功之訣、代々組入並物鍛冶役  
被仰付、私迄十代ニ罷成申候、被遊御存知候通、私儀  
者、鉄炮方並諸細工共ニ至而無調法之者ニ而御座候  
得共、難有承知仕兔哉角与惣鍛治役相勤來

事御座候、然処ニ、組入ニ而町中宿之面々當年  
限麓屋敷江引移可申、萬一引移方相調不申

者ハ、組入可被遊御預旨、被仰渡趣委細承知仕申候  
ニ付、夫々折角麓屋鋪江相直り申度、日夜思慮

仕申事御座候得共、脱躰所帶困窮之上、親代

合私迄、家内外之不仕合到来仕、且病人等打  
続キ猶以貧乏ニ罷成、只今者家内介抱さへ任心  
不申為躰ニ而御座候故、當分杯引移可申手段  
円無御座候適、先祖勲功之訣ニ而難有組入被  
仰付置候儀ニ而御座候処、私不才覺ニ而麓屋鋪求方  
並二家作入価丈之調儀工面相届不申候處終ニ  
御法様之通、組入可被召上儀、此上者何共可申上様無  
御座、乍不肖之私、能、思慮仕申候得者、厚キ御尊  
慮を以、難有被仰出候、奉對上御先祖様ニ申候而茂、  
又対私先祖ニ候而茂、不忠不孝之至、甚以殘念至極、  
是而已、朝暮心痛仕、途方ニ暮罷居申候、然共  
誠ニ日本鉄炮製元祖之家筋之事ニ御座候得者、  
餘り、残多奉存候ニ付、御時節柄、御妨至極、甚以  
恐入申次第奉存候得共、何ニ卒憐愍之上  
當年 先十ヶ年程、是迄之通組入ニ而當分  
之居屋敷江被召置被下度、奉願上候、難有蒙  
御免申候ハ、其内御奉公並ニ産業折角相  
励、年々少々死之出方を茂、相心掛、私ニ茂左迄  
相勵申候ハ、自然可成事ニ往々麓屋敷江  
引移方相調可申儀与奉存候適々先年町中  
宿一統江被仰渡趣委細承知仕置申候而、今更  
家内不束之訣ニ而延願申上候儀、不本意至

誠以恐至極奉存候得共、前条申上候通、鐵炮  
製之元祖之家筋、當分所帶困窮故之御  
取訖を以、何ニ卒願之通、御免被仰付被下候  
様、被仰上可被下儀頼上候、以上

八板今兵衛

丑十二月十一日

町御奉行所

御普請衆中

これは、八板今兵衛御普請衆中宛口上覚で組入士の麓屋敷への引移の  
延期を願い出たものである。冒頭の「：差上申由、依右勲功之訛、代々  
組入並惣鍛治役被仰付、私迄十代ニ罷成申候：」により、この口上の  
主は、八板系図の上でその代数を照合すると、清貞金兵衛から数えて十  
代、つまり清貞鉄造今兵衛であることがわかる。

口上の概要は、次のようになる。

先祖金兵衛の鉄砲製造の功績により、代々組入士並びに惣鍛治役を仰  
せつかつてきた。ところが、島主から、組入士で中宿の者は、当年中を  
限り麓屋敷に移ること、もし麓屋敷に移ることのできない者は「組入可  
被遊御預」旨、つまり、組入士を除く旨のお触れがあった。自分は、何  
とか移ろうと日夜思慮しているが、普段から貧乏な上にさらに病人等が  
続きますます貧乏になつたために当分、麓屋敷への引っ越しが難しい状

況である。このことによりお触れ通り組入士を除かれては、先祖に対し  
ても申し訳立たず不忠不孝の極みとなる。自分の家は鐵炮元祖家の家筋  
があるので、なんとかこのまま居屋敷のままで組入士認めてもらいたい。

史料文中「乍恐奉訴上候様者、先祖八板金兵衛南蛮人ら鐵炮製法伝  
受仕申候而鐵炮數十挺相調差上申由、依右勲功之訛、代々組入並惣鍛治  
役被仰付、私迄十代ニ罷成申候」により、八板家は先祖八板金兵衛の勲  
功により代々組入士に位置づけられまた、惣鍛治役の任も与えられてき  
たことがわかる。惣鍛治については、元祖家成立の背景の項で述べた「鍛  
冶主取」とほぼ同義であると考えられるので、その役を引き続き継承し  
たものと理解できるが、組入士待遇は鍛冶仲間にあつては破格の扱いで  
あつたと考へていいだろう。ちなみに組入士は、種子島家臣のうち麓士  
(城下士) を意味し、種子島家譜の久時譜(18代)によると、城下士  
は三組に分かたれ組頭の配下で種子島家に仕える家臣を意味するもので  
あつた。史料文中の「：御法様之通、組入可被召上儀、此上者何共可申  
上様無御座、乍不肖之私、能、思慮仕申候得者、厚キ御尊慮を以、難有  
被仰出候、奉對上御先祖様ニ申候而茂、又対私先祖ニ候而茂、不忠不孝  
之至、甚以殘念至極、是而已、朝暮心痛仕、途方ニ暮罷居申候、：」な  
どによる、組入士に組み込まれることは家臣にとつては大変名譽なこと  
であつたと思われる。

それでは、八板家はどの代から組入士に組み込まれたのだろうか。種  
子島家譜にその記録を追つてみると久芳(二十一代) 譜安永元年三月十  
一日条に「十七日、八板今兵衛為組入士、以治工之功也」の記録が拾え  
る。この今兵衛を生没年と今兵衛が組入士に組み込まれた年代をキーに

して系図を照合すると、清応今兵衛であることは間違いない。従つて家譜の記録の上からいうと、八板家が、厳密に云うと元祖家に定められたときの八板家当主鉄右衛門家家系の中で最初に組入士に組み込まれたのは八板清応今兵衛ということになる。

しかし、この口上の「・依右勲功之訛、代々組入並惣鍛冶役被仰付、私迄十代ニ罷成申候」の下りは、文脈から元祖家に定められた後間もない頃から代々組入士に組み込まれていたことを窺わせる。あるいは、安永元年以前にかなり早い段階で八板家の組入士組み込みがあつたのかも知れない。

次の表は、種子島家の正月行事である「的始」の射手を種子島家譜の記載に従つて整理した一覧である。

## 的始射手一覽

年代	一番組	二番組	三番組	備考
寛永11	河東九郎兵衛・渡辺喜兵衛	鯨島彦兵衛・下村治部右衛門	岩河理兵衛・鯨島彦三家次	
寛永12	美座四郎左衛門時運・鯨島内匠義乗	羽生九左衛門・遠藤勝右衛門	山崎新右衛門・鯨島篠右衛門	
寛永13	河東主計時貞・野間仲左衛門家誠	鯨島彦兵衛・岩河覚左衛門	羽生宮内左衛門・遠藤権之助	
寛永14	河東九郎兵衛時成・西村秀三郎時存	下村喜左衛門・遠藤七郎	山崎筑右衛門・遠藤勝右衛門	
寛永15	美座助八・西村五次右衛門時喜	鯨島五左衛門・岩川利兵衛盛氏	河東六郎時良・西村秀三郎時存	
寛永16	美座四郎左衛門時運・下村治部右衛門時定	遠藤七郎家次・鯨島内匠義隆	下村喜左衛門・鯨島篠右衛門	
寛永17	河東主計時貞・中村二郎四郎時家	岩川治兵衛・鯨島喜平次	日高源三郎・鯨島歩右衛門	
寛永18	美座吉左衛門時定・河東六郎時良	下村治部右衛門時定・西村秀三郎時存	遠藤七郎・羽生太左衛門能玄	
寛永19	年頭規式不詳	年頭規式不詳	年頭規式不詳	
寛永20	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	
正保元	河東市左衛門時良・西村甚右衛門時家	榎本休三郎貞次・鯨島喜平次義如	日高源三郎実次・鯨島五左衛門家方	
正保2	河東市左衛門時良・國上勘七時幸	遠藤権之助家儀・西村作蔵時次	山崎彈左衛門・遠藤七左衛門	
正保3	河東市左衛門時良・西村甚右衛門時家	鯨島三藏家次・牧伊兵衛胤重	遠藤七左衛門家次・最上伴三郎義次	
正保4	河東市左衛門時良・國上勘七時幸	牧藤五郎胤道・西村秀三郎時存	鯨島彦三郎・遠藤七左衛門	
慶安元	國上勘七時幸・西村秀三郎時存	榎本休三郎・遠藤権之助	鯨島五左衛門・最上伴三郎	
慶安2	河東市左衛門時良・西村作蔵時次	羽生伴左衛門・鯨島彦三郎	遠藤七左衛門・鯨島篠右衛門	
慶安3	國上勘七時幸・最上伴三郎	遠藤右兵衛家教・榎本休三郎貞次	遠藤勝右衛門・羽生八兵衛	如例是時一番弓太郎外五人以閏定坐
慶安4	美座吉左衛門時定・西村秀三郎時存	鯨島三藏・同氏彦三郎	鯨島吉兵衛・羽生伴左衛門	
承応元	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	
承応2	河内市左衛門時良・西村作蔵時次	牧伊兵衛胤重・岩河民部左衛門時直	山崎甚兵衛・鯨島彦三郎	
承応3	美座吉左衛門時命・國上勘七時幸	上妻久左衛門家統・西村與兵衛時吉	羽生彦兵衛善駕・鯨島吉兵衛家包	
明暦元	川内市左衛門時良・下村珠兵衛時泰	羽生彦七・鯨島覚兵衛	最上三兵衛・鯨島孫右衛門	
明暦2	国上織右衛門時審・西村九郎左衛門時義	下村九左衛門時光・前田村右衛門重則	東森右衛門重治・西村與兵衛時次	
明暦3	国上次郎左衛門時安・下村與兵衛時良	鯨島早巳之九義敏・上妻源藏家信	渡辺常之助兼親・国上織右衛門時審	
萬治元	河内主計時貞・渡辺権六頼員	渡辺常之助兼親・西村浅右衛門時義	下村紋右衛門時良・西村元右衛門時吉	
萬治2	国上織右衛門時審・下村九左衛門時充	鯨島四郎兵衛義敏・日高主水実次	渡辺勘左衛門頼包・鯨島吉兵衛家包	
萬治3	国上織右衛門時審・川東元右衛門時吉	鯨島四郎兵衛義敏・羽生孝右衛門義駕	渡辺監物頼包・鯨島吉兵衛家包	
寛文元	美座吉左衛門時命・西村清兵衛時永	下村紋右衛門時充・鯨島四郎兵衛義敏	渡辺勘左衛門頼定・鯨島吉兵衛家包	
寛文2	美座源右衛門時益・美座織右衛門時審	下村九左衛門時充・鯨島四郎兵衛義敏	最上三兵衛泰次・鯨島秀兵衛家次	
寛文3	川内六左衛門時尚・西村清兵衛時永	上妻大内藏家信・前田十郎兵衛重則	吉良六兵衛・渡辺勘左衛門	
寛文4	川内六左衛門時尚・西村城之助時英	下村紋右衛門時良・鯨島彈左衛門義敏	日高主水実次・渡辺監物頼員	
寛文5	美座織右衛門時審・西村城之助時英	上妻大内藏家信・前田十郎兵衛重則	吉良六兵衛・西村篠之丞	
寛文6	美座源右衛門時益・西村清兵衛時永	岩川萬左衛門盛道・羽生孝右衛門善駕	渡辺主膳義祐・羽生新九郎	
寛文7	川内六左衛門時尚・西村城之助時英	下村九左衛門時貞・岩川民部左衛門時直	高尾野右京・岩川萬左衛門盛道	
寛文8	美座助五郎時賢・西村城之助時英	岩川萬左衛門盛道・高尾野右京	羽生両右衛門・吉良六兵衛	
寛文9	西村清兵衛時永・美座左兵衛時吉	前田一郎兵衛重則・下村九左衛門	西村篠之允・渡辺監物頼員	
寛文10	美座四郎右衛門時堅・西村清兵衛時永	高尾野右京・羽生両右衛門	日高伊角実政・羽生弥市兵衛	
寛文11	川内七助時之・西村城之助時英	下村紋右衛門時貞・河東篠之丞時吉	岩河萬左衛門盛道・岩河七郎兵衛	
寛文12	美座四郎右衛門時堅・西村城之助時英	下村長十郎時親・岩河佐左衛門盛朝	美座加賀右衛門時真・下村三左衛門時常	
延宝元	川内八郎右衛門時貞・下村紋右衛門時良	岩河佐左衛門盛朝・下村長十郎時親	下村三左衛門時常・岩河七郎兵衛	
延宝2	美座伊左衛門時吉・西村城之助時英	岩河萬左衛門盛道・下村紋右衛門時良	美座五次右衛門時実・下村三左衛門時常	
延宝3	美座四郎右衛門時命・西村城之助時英	下村長十郎時親・河東篠之丞時吉	牧太兵衛胤成・美座加賀右衛門時真	
延宝4	川内市兵衛・西村十兵衛時有	牧太兵衛胤成・岩河七郎兵衛	羽生正右衛門・河東茂兵衛	
延宝5	川内七助時之・西村久馬時乘	下村三左衛門時常・上妻甚右衛門隆巴	羽生正右衛門・西村清兵衛時永	
延宝6	美座伊左衛門時吉・西村城之助時英	下村三馬時親・河東茂兵衛時冬	岩河萬左衛門盛道・下村三左衛門時常	
延宝7	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	
延宝元	規式止 (以北野久精死)			
天和元	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	射手不詳 (ママ)	
天和2	美座平兵衛時芳・西村九郎左衛門時康	岩川萬左衛門盛道・河東茂兵衛時冬	鯨島兵衛左兵衛門・最上勝兵衛	
天和3	美座伊左衛門時吉・西村久馬助時乘	川東茂兵衛時冬・岩川覚右衛門盛時	鯨島覚左衛門・羽生正右衛門	
貞享元	川東市兵衛時茂・西村十兵衛時有	牧伊兵衛胤喜・前田六郎右衛門重之	東嘉左衛門重次・鯨島覚左衛門宗次	
貞享2	美座四郎右衛門時賢・西村十兵衛時有	牧伊兵衛胤喜・下村三左衛門時常	最上勝兵恕 (ジョ)・羽生怒兵衛	

貞享 3	川内六郎時兼・西村九郎左衛門時庸	下村新左衛門時員・下村作助時庸	吉良覺之助・羽生恕（ジョ）兵衛	
貞享 4	美座十郎右衛門時至・西村久馬之助時乗	岩川善助盛重・下村作助時康	渡辺重右衛門兼祐・徳永萬兵衛	
元禄元	美座諸兵衛時真・西村五次右衛門時富	~湊権左衛門義貴・岩川善助盛重	羽生閑助・徳永万兵衛	以婦人卒継→3月11日
元禄 2	美座十郎右衛門時至・西村五次右衛門時富	一湊太郎右衛門義居・岩川善助盛重	羽生閑助・羽生恕兵衛	
元禄 3	美座四郎右衛門時堅・国上六郎兵衛時甫	鮫島弥兵衛義敬・下村喜左衛門時康	羽生弥兵衛・羽生休左衛門	
元禄 4	美座十郎右衛門時至・川内市兵衛時茂	上妻新右衛門・河内秀八時文	羽生佐賀右衛門・美座平兵衛時芳	
元禄 5	河内珠右衛門時兼・西村五次右衛門時富	一湊太郎右衛門義居・岩川理兵衛盛重	吉良飯富之助・羽生佐賀右衛門	
元禄 6	美座十郎右衛門時至・西村九郎左衛門時庸	~一湊太郎右衛門義居・下村善右衛門時常	渡辺重右衛門兼祐・徳永浅之助	
元禄 7	美座後藤右衛門時專・西村九郎左衛門時庸	一湊太郎右衛門義居・下村善右衛門時常	渡辺重右衛門兼祐・徳永浅之助	
元禄 8	美座平兵衛時芳・西村太郎左衛門時之	上妻市之允・下村喜左衛門時康	羽生塗之助・上妻塗三左衛門	(2月)
元禄 9	美座後藤右衛門時專・河内秀八時文	鮫島與八左衛門義敬・西村五次右衛門時富	羽生塗之助・羽生喜三右衛門	
元禄10	美座沢右衛門時奉・国上勇右衛門時甫	渡辺市郎右衛門頼章・下村軍左衛門時住	羽生休左衛門・徳永浅之助	
元禄11	美座加賀助・西村太郎左衛門時之	日高八郎右衛門為憲・高尾野新六	西村甚七時員・羽生塗之助	
元禄12	河内市兵衛時茂・西村権右衛門時芬	高尾野新六・下村喜左衛門時庸	羽生塗之助・羽生休左衛門	
元禄13	西村甚七時員・下村喜左衛門時脩	武田休衛門義任・鮫島權兵衛家陽	西村五次右衛門時富・羽生佐渡右衛門	
元禄14	川内珠右衛門時兼・西村甚七時員	高尾野新六・下村七郎左衛門	羽生岡右衛門・羽生休左衛門	
元禄15	河内市兵衛時茂・西村太郎左衛門時之	高尾野新六・岩川理兵衛盛重	八ヶ代源八郎・八板十郎左衛門	八ヶ代・八板是兩人雇
元禄16	西村甚七時員・下村喜左衛門時康	日高與藤右衛門・岩河理兵衛盛重	羽生塗之助・武田喜三右衛門	
宝永元	川内珠右衛門時兼・西村十九郎	羽生仙右衛門・西村七左衛門	羽生休左衛門・羽生塗之助	
宝永 2	美座十郎右衛門・川内五左衛門	岩川理兵衛・国上孫左衛門	吉良覺之助・八板十郎左衛門	
宝永 3	美座十郎右衛門・川内五左衛門	下村四郎左衛門・西村次郎兵衛	岩川理兵衛・岩川甚九郎	
宝永 4	川内五左衛門・西村七左衛門	上妻半七・川内與四之允	武田休右衛門・羽生休左衛門	
宝永 5	美座為左衛門時方・西村七左衛門	渡辺瀬兵衛・日高村右衛門為英	八ヶ代源八郎安以・八板太郎兵衛	八ヶ代・八板兩家今年初命的始射手
宝永 6	美座為左衛門・西村次郎兵衛	羽生紋九郎・西村七左衛門	徳永浅之助・羽生休左衛門	
宝永 7	美庵藤左衛門・川内七助	岩川喜太郎・上妻猪右衛門	岩川孝右衛門・八板八郎兵衛	
正徳元	美座藤左衛門・川内市左衛門	岩河喜太郎・上妻猪右衛門	榎本惣兵衛・八板十郎左衛門	
正徳 2	美庵藤左衛門・川内市左衛門	上妻猪右衛門・肥後林兵衛	鮫島仲之允・川内六左衛門	
正徳 3	美座藤助・川内市左衛門	下村九左衛門・西村次郎兵衛	上妻源兵衛・川内七助	
正徳 4	川内市左衛門・西村次郎兵衛	下村新次郎・一湊利左衛門	川内七助・八板太郎兵衛	
正徳 5	美座藤助・川内七助	鮫島太左衛門・西村早左衛門	榎元新助・川内塙右衛門	
享保元	美座伊左衛門・川内市左衛門	西村長九郎・下村新九郎	上妻猪右衛門・川内七助	
享保 2	美座藤助・川内市左衛門	西村早左衛門・下村與左衛門	鮫島孫右衛門・日高清左衛門	
享保 3	美座次五左衛門・川内塙右衛門	西村藤兵衛・下村源七左衛門	八板十郎左衛門・有留甚助	
享保 4	美座次五右衛門・川内市左衛門	下村休左衛門・西村早左衛門	日高清左衛門・榎本嘉左衛門	
享保 5	中田清右衛門・美座藤助	川内市兵衛・西村九郎助	岩川佐左衛門・美座次五右衛門	
享保 6	中田清右衛門・美座藤助	川内市兵衛・下村與左衛門	鮫島太左衛門・日高秀八	
享保 7	美座次五右衛門・川内市左衛門	西村兵蔵・岩川佐左衛門	下村九左衛門・八板十郎左衛門	
享保 8	美座藤助・川内市兵衛	下村九左衛門・西村清兵衛	鮫島太左衛門・日高清左衛門	
享保 9	美座源藏・川内市兵衛	西村兵蔵・下村源次郎	上妻源四郎・美麻秀七	
享保10	中田清右衛門・美座源藏	川内市兵衛・西村兵蔵	下村源次郎・下村源七左衛門	
享保11	中田清右衛門・川内市兵衛	西村兵蔵・下村源次郎	上妻源四郎・日高清左衛門	
享保12	美座藤助・川内市兵衛	上妻源四郎・下村源二郎	鮫島太左衛門・美座源藏	
享保13	中田清右衛門・美座宇兵衛	下村源七左衛門・川内市兵衛	鮫島太左衛門・美座秀七	
享保14	美座藤助・川内市兵衛	下村源次郎・西村兵蔵	日高秀左衛門・榎元塙之助	
享保15	美座源左衛門・川内市兵衛	上妻覚兵衛・西村外内	鮫島四郎兵衛・美座周七	
享保16	美座源左衛門・川内市兵衛	西村伴九郎・下村源次郎	鮫島四郎兵衛・日高清左衛門	
享保17	美座源左衛門・河内市兵衛	下村善右衛門・西村九郎左衛門	上妻覚兵衛・美座源藏	
享保18	美座次五右衛門・川内市兵衛	下村善右衛門・西村外内	上妻覚兵衛・日高清左衛門	
享保19	美座源藏・川内市兵衛	下村善右衛門・西村仲左衛門	上妻覚兵衛・日高清左衛門	
享保20	美座諸兵衛・川内市兵衛	下村新五郎・西村外内	日高平六・榎元彦右衛門	
元文元	美座諸兵衛・川内市兵衛	下村新五郎・西村伸左衛門	上妻源左衛門・日高清左衛門	
元文 2	美座平五郎・川内善左衛門	下村源五右衛門・西村伴九郎	鮫島仲兵衛・榎元彦右衛門	
元文 3	美座平五郎・川内慶兵衛	西村五右衛門・西村休内	日高平七・川内市兵衛	

元文 4	美座吉左衛門・川内市兵衛	岩川嘉兵衛・西村伸右衛門	下村善右衛門・美座諸兵衛	
元文 5	川内善六・西村五右衛門	下村善五兵衛・岩河嘉兵衛	鯨島五郎兵衛・羽生源右衛門	
寛保元	美座權太夫・岩川嘉兵衛	上妻喜右衛門・下村軍左衛門	日高平七・八板李兵衛	
寛保 2	美座謙助・川内慶兵衛	下村善五兵衛・西村五右衛門	日高平六・羽生源右衛門	
寛保 3	美座權太夫・川内八兵衛	下村善右衛門・西村七左衛門	上妻助右衛門・羽生武兵衛	
延享元	美座源太・川内市兵衛	下村善右衛門・西村七左衛門	上妻八左衛門・羽生武兵衛	
延享 2	美座兵衛・西村善五兵衛	下村猪左衛門・岩川嘉兵衛	鯨島十八・羽生源右衛門	
延享 3	美座兵衛・川内八兵衛	下村猪左衛門・下村七郎左衛門	上妻市右衛門・八板平太左衛門	
延享 4	美座兵衛・川内八兵衛	下村善右衛門・西村七左衛門	日高五右衛門・八平太右衛門	
寛延元	美座諸兵衛・河内八兵衛	上妻市右衛門・下村善右衛門	鯨島十八・羽生源右衛門	
寛延 2	美座勘六・川内八兵衛	下村猪左衛門・岩川嘉兵衛	鯨島太左衛門・八板平太右衛門	
寛延 3	美座諸兵衛・川内八兵衛	上妻市右衛門・下村善右衛門	日高五左衛門・八板平太右衛門	
宝曆元	美座諸兵衛・川内八兵衛	上妻鶴右衛門・下村善右衛門	鯨島十八・日高孫六	
宝曆 2	美座源兵衛・川内六郎	下村善右衛門・岩川理兵衛	日高孫六・八板孫左衛門	
宝曆 3	美座源兵衛・川内八兵衛	下村善右衛門・岩川理兵衛	鯨島直右衛門・八板平太右衛門	
宝曆 4	美座諸兵衛時主・中田伊右衛門時利	上妻嘉藤次・岩川嘉兵衛	鯨島治兵衛・八板孫左衛門	
宝曆 5	美座五篠右衛門・川内八郎右衛門	下村孝十郎・西村孫左衛門	鯨島直右衛門・八板平太右衛門	
宝曆 6	美座諸兵衛時主・川内八兵衛	下村猪左衛門・西村治右衛門	日高五左衛門・八板孫左衛門	
宝曆 7	美座織右衛門時規・川内仲左衛門時紀	鯨島太左衛門行哉・下村孝十郎時定	羽生拓右衛門・八板孫左衛門安重	
宝曆 8	美座五篠右衛門・川内八郎右衛門	下村藤右衛門・西村次右衛門	日高伊三太・羽生七郎次	
宝曆 9	美座織右衛門・西村與兵衛	鯨島與八左衛門・下村用右衛門	羽生休左衛門・八板孫左衛門	
宝曆 10	美座諸兵衛時定・川内伊左衛門時滋	下村孝十郎時主・西村治右衛門時紀	羽生七郎次能矩・八板平太右衛門	
宝曆 11	川内覺右衛門・岩河嘉兵衛	鯨島茂太夫・下村藤右衛門	八板孫左衛門・羽生源右衛門	
宝曆 12	美座五篠右衛門・川内市左衛門	鯨島與八左衛門・下村用右衛門	羽生七郎次・八板平太右衛門	
宝曆 13	美座諸兵衛・川内大兵衛	鯨島官兵衛・下村為右衛門	羽生武角・八板孫左衛門	
明和元	美座織右衛門・川内覚右衛門	鯨島孫右衛門・下村為右衛門	日高猪三太・羽生五郎右衛門	
明和 2	美座五篠右衛門・川内大兵衛	下村実右衛門・西村治右衛門	羽生嘉藤太・八板孫左衛門	
明和 3	美座次五左衛門・川内覚右衛門	鯨島八郎太・下村用右衛門	日高勝左衛門・八板平太夫	
明和 4	美座源太・河内大兵衛	鯨島孫右衛門・下村実右衛門	日高猪三太・八板孫左衛門	
明和 5	美座織右衛門・川内十五左衛門	下村為右衛門・西村治右衛門	羽生七郎次・八板平太夫	
明和 6	美座源太時壹恣・岩河甚九郎時副	鯨島八郎太宗員・下村用右衛門時許	羽生五郎左衛門能容・八板諸左衛門佐伴	
明和 7	美座次五左衛門時美・西村治右衛門時滋	鯨島官兵衛清用・下村實右衛門貞行	日高彈平実因・八板孫左衛門安重	
明和 8	美座五篠右衛門時富・川内秀八時以	鯨島定七資茂・下村為右衛門時峯	日高猪三太実伴・八板平太夫廣致	
安永元	美座織右衛門時規・西村軍右衛門時用	鯨島孫右衛門宗勇・河東篠右衛門時甫	羽生武左衛門能容・八板諸左衛門佐伴	1月 22 日
安永 2	美座權太夫時證・川内大兵衛時厚	下村六郎左衛門時真・西村仲太夫時方	日高新藏爲富・八板平太夫廣教	1月 25 日
安永 3	美座七郎右衛門時照・川内秀八時次	鯨島八郎太宗員・下村用右衛門時許	羽生善次郎道綱・八板孫左衛門安重	
安永 4	美座次五左衛門・川内覚右衛門	鯨島定七・鯨島珠平衛	日高權助・八板長左衛門	
安永 5	美座六兵衛・川内大兵衛	鯨島喜市・下村六郎左衛門	日高猪三太・八板平太夫	
安永 6	美座治五左衛門・西村善右衛門	鯨島伊平太・下村為右衛門	日高權助・八板小平次	
安永 7	美座平兵衛・川内大兵衛	鯨島定七・下村用右衛門	羽生岡右衛門・八板平十郎	
安永 8	美座庄左衛門・川内周八	鯨島孫右衛門・下村主兵衛	日高權助・羽生伊平太	
安永 9	美座平兵衛・川内大兵衛	鯨島喜市・岡上勘七	日高猪三太・羽生岡右衛門	1月 13 日
天明元	美座次五左衛門・西村六七	鯨島貞七・下村珠兵衛	日高權助・八板平太夫	
天明 2	美座次五左衛門・河東五郎左衛門	鯨島孫右衛門・下村幸十郎	日高孫兵衛・八板平十郎	
天明 3	美座庄左衛門・西村善左衛門	鯨島貞七・下村四郎次	日高周八・八板小平次	
天明 4	美座六兵衛・川内大兵衛	鯨島喜市・下村新五郎	羽生惣次郎・八板平太夫	
天明 5	美座次五右衛門・西村熊之助	鯨島榮右衛門・鯨島珠兵衛	日高十郎左衛門・羽生岡右衛門	
天明 6	美座庄左衛門・西村權十郎	鯨島官兵衛・下村四郎次	羽生惣次郎・八板平十郎	
天明 7	美座六兵衛・西村新太夫	鯨島今治・下村猪左衛門	日高十郎左衛門・羽生伊平太	
天明 8	美座小八・川内太兵衛	鯨島五後左衛門・下村五郎右衛門	日高孫兵衛・羽生岡右衛門	
寛政 2	美座六兵衛・西村權一郎	鯨島善助・下村猪左衛門	日高周七・羽生伊平太	
寛政 3	美座小八・川内大兵衛	鯨島喜市・下村珠兵衛	日高周左衛門・羽生新四郎	
寛政 4	美座小八・川東五郎左衛門	鯨島五後左衛門・下村善之進	日高十郎左衛門・羽生平十郎	

寛政 5	美座小八・岩川平四郎	鮫島兵次郎・下村主藏	日高孫兵衛・八板長左衛門	
寛政 6	美座善兵衛・西村李左衛門	鮫島清蔵・下村善助	日高喜次郎・羽生平十郎	
寛政 7	美座菴右衛門・河内六七	鮫島善蔵・下村主蔵	羽生矢之助・八板長左衛門	
寛政 8	美座小八・川東五郎左衛門	鮫島十左衛門・下村善之進	日高十郎左衛門・八板長左衛門	
寛政 9	美座菴右衛門・岩川平四郎	鮫島早太・下村善助	羽生矢之助・八板平治	
寛政10	美座菴右衛門・川内六七	鮫島十左衛門・西村權十郎	日高十郎左衛門・八板半十郎	
寛政11	美座小八・西村軍四郎	鮫島喜市・下村善之進	羽生彦治・八板小次郎	
寛政12	美座善兵衛・川内六右衛門	鮫島休太郎・西村九郎次	日高新次郎・八板伸七	
享和元	美座六太郎・岩川喜之助	鮫島早太・下村主藏	日高幸内・八板平治	
享和2	美座古八・河内六七	鮫島半五・西村軍四郎	羽生新十郎・八板長左衛門	
享和3	美座善兵衛・川内源七	鮫島喜右衛門・西村六郎太	日高幸内・八板平五郎	
文化元	美座六七・河内金次郎	鮫島喜市・西村仲太夫	日高仙太夫・八板空之進	
文化2	美座善兵衛・岩河喜平次	鮫島十左衛門・下村貞之丞	日高半十郎・羽生篠太郎	
文化3	美座六七・川内金次郎	鮫島半五・西村六郎太	羽生矢之助・八板平八	
文化4	美座六太郎・川内六七	鮫島字右衛門・下村善右衛門	日高半十郎・八板空左衛門	
文化5	美座善兵衛・岩川市之丞	上妻七郎左衛門・西村軍四郎	日高兵之丞・八板平八	
文化6	美座六七・岩川喜平次	鮫島孝右衛門・西村六郎太	日高幸四郎・八板孫左衛門	
文化7	美座六七・川内六七	上妻七郎左衛門・下村紋右衛門	鮫島半五・日高惣四郎	

種子島家譜十七代忠時譜（何年の譜かは明確でないが前後の関係から寛永十年前後のものと思われる）に次のような正月行事のあり方についての記載がある。<sup>(19)</sup>

先是当家毎歳不易之佳例雖其式尚存、  
蠹其舊記頗殘缺、今拾遺篇與所聞説、  
而記之如左

○十一日 卯時本源寺開社檀、午時軍陣祈念千巻陀羅尼

自黃昏一島僧徒集会、誦陀羅尼經、謂之溫坐祈念、  
至十三日止

○是日ト令辰、於廣間祝具足、陪從人數以五・七・九・  
十一奇數為吉、以武功・老功之臣而不選家也、⋮⋮

○黃昏、於新城弓場的始、島主覽之、與溫坐祈念同時始、  
射手六人服烏帽子・素襖、以一人為一列云前者弓太郎、云後者弓次郎、  
別三、第一以前為上、第二以後為上、第三以前為上、

各射三回、射終第一列前者、中則六矢中鵠謂之十、召棧敷賜太刀・

馬、余輩中者賜馬、

第一列前者以島主氏族、其余不撰異姓、⋮⋮

これによると、的始めは、具足祝・軍陣・御坐祈念とともに重要な正月行事であることがわかる。ちなみに、具足祝いは「於廣間祝具足⋮⋮」

のものであり、軍陣御坐祈念は「卯時本源寺開社檀、午時軍陣御坐祈念千巻陀羅尼經、自黃昏一島僧徒集会、誦陀羅尼經⋮⋮」して、武運長

久を祈るもの、的始めは「黃昏、於新城弓場的始、島主覽之、與御坐祈念同時始」ものであったが、とくに的始めは、島主の厄払いをこめつて天下泰平、五穀豊穣を祈る島の最高行事であった。この的始め行事における射手は、史料にあるように高家三人、他家三人となっていた。ここにいう高家とは島主の親戚関係者で先の史料中の弓太郎にあたり、他家は同じく弓次郎にあたり、その人選は組入士の中から正月四日の吉書相談始めの席で慎重に撰ばれるものであつたから、これに選ばれることは家臣として大変名誉なことあつた。<sup>(20)</sup>

射手一覧によると、八板なる姓を持つものが元禄十五年を初見として多数登場する。この八板なる姓を持つものが果たして八板金兵衛一統の鍛治八板なのかどうかの確証はないのでこれでもってもの申すことは甚だ不謹慎の誹りを免れないが、一つには、大正から昭和の頃にかけて八板金兵衛の系譜を引く八板家にあって確かに種子島家の的始め行事に深く関わっていた事実などもあるので敢えて取り上げ、この一覧から読みとれることを以下箇条書き的に列举しておきたい。

①八板なる姓を持つものが射手として登場する初見は元禄十五年である。ただし、このときは家譜の記録に「八ヶ代・八板是兩人雇」があるので何らかの理由で臨時に撰ばれたものと思われる。

②八板鐵右衛門が鉄砲鍛冶元祖家に定められる正徳五年までを限つてみると、宝永二・五・七・正徳元・正徳四年の都合六回も撰ばれていること。

③宝永五年の時は家譜の記録に「八ヶ代・八板両家今年初命的始射手」があるので、始めて公式の射手に撰ばれたと思われる。

④享保年間から元文年間にかけては享保七年に一度撰ばれているだけで外はない。

⑤寛保元年から以降はほぼ常連として撰ばれていること。

⑥種子島鍛冶家には八板・牧瀬・大山・柳田・阿世知・平瀬などの氏名があるがこの中で射手に登用されているのは八板の氏名のみである。

⑦八板なる姓をもつ家が鍛冶八板を指すものとすれば、正徳五年前に都合六回も登用さらに宝永五年からは公式に登用されていることは、すでにこの段階から組入士待遇を得ていたとも考えられ、元祖家選定の背景を窺わせることにもなる。

⑧一時期射手として登用されない時期があるが、寛保年間からは常連として登用されている事実は八板家の処遇を考える上で注目してみる価値がある。

先の口上に返ると、八板今兵衛家の貧窮の状況が印象的である。差し出された時期が不明だが、種子島開発総合センターには、種子島鍛冶の生活困窮ぶりを伝える史料が複数ある。

鍛冶中御筆者衆中宛口上覚(2)

乍恐奉訴候趣者、我々儀御細工

被召仕候節者、前々者飯米壹升三合ツ、  
被下候處、御簡略ニ付九合ツ、ニ被召成、

表入相勤申候、然處ニ近年者別而

脇細工等茂無之、之足ニ可罷成儀茂

無御座、其上去年以来御細工御繁多ニ  
有之、被下置候知行方茂当年者自作

難成躰ニ御座候得ハ、皆々及困窮罷

居申候、今御時節難申上儀奉存候へ共、

御慈悲之上を以、前々の通壹升三合ツ、ニ

被仰付被下候様ニ御申被下度奉願候

此等之趣可然様ニ御取成奉願上候

以上

丑ノ 八月廿八日

鍛冶中

御普請方

御筆者衆中

この史料は、種子島鍛冶仲間が公儀よりの鍛冶飯米の引き下げのお触れに對して異議を唱えたものである。

これによると、種子島鍛冶は知行地からあがる収入、公儀の仕事で得る飯米・賃錢、さらに一般注文で得る賃錢で生活していたことがわかるわけだが、鍛冶等は、従来受けていた飯米が減額されたこと（壹升三合から九合へ）に対してこれでは生活できないから元の額に復してほしいことを訴えながら種子島鍛冶の生活困窮ぶりを切々と訴えているのである。先の八板今兵衛の口上により、八板家の生活困窮ぶり理解できたがこうしてみると、八板家のかかる生活実体は、概ね種子島鍛冶の一般的な生活状態であつたと考えてよいようだ。

たしかに、八板家は鉄砲鍛冶元祖家として身分上は優遇されたとみてよい。しかし、経済的にはほとんどそれに見合つた処遇をされていなかつたというべきであろう。

## 5、八板系図の語る伝来銃の経緯と国産化の経緯について

—鉄炮記・種子島家譜とのからみで—

次の表は、伝来銃の系譜と国産化の経緯について鉄炮記・種子島家譜・八板氏清定一流系図の記載がどのようになっているかを整理したものである。この表によつて鉄炮記や種子島家譜と系図の記載の内容の違いがよく認識できるわけだが、以下、この表によりながら鉄炮伝来について

	伝来銃の系譜	国産化の経緯
鉄炮記	<ul style="list-style-type: none"> <li>時堯…求蛮種之二鉄砲、以宝</li> <li>遺津田監物丞、持以贈其一於杉坊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使鉄匠數人熟視其形象、新欲製の、其形頗難以之、不知其底之所以塞之</li> <li>其翌年蛮種賈胡復來於我熊野一浦、幸有一人鉄匠、即使金兵衛尉清定者學其底之所塞</li> </ul>
種子島家譜	<ul style="list-style-type: none"> <li>時堯…求蛮種之二鉄砲、以宝</li> <li>遺津田監物丞、持以贈其一於杉坊 (鉄炮記転載のため同文)</li> <li>寛永元年7月14日条 宗信公覧家伝之南蛮鉄砲二 一名故郷一名腰指</li> <li>明治11年2月15日条 西村時彦鉄砲一挺を献ず。初め天文十二年南蛮人鳥銃を法性公に献するなり時彦之遠祖西村織部丞も亦一挺を得たり去歳の戦ひに公室の歳する所は兵火のために焼かれる。時彦之を聞き乃ち己が家に歳する所を献ず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使鉄匠數人熟視其形象、新欲製の、其形頗難以之、不知其底之所以塞之</li> <li>其翌年蛮種賈胡復來於我熊野一浦、幸有一人鉄匠、即使金兵衛尉清定者學其底之所塞 (鉄炮記転載のため同文)</li> </ul>
八板氏清定一流系図	<ul style="list-style-type: none"> <li>南蛮船漂來于西之村洋時携來鉄砲、而獻二挺故郷・腰差於嶋主恵時・時堯公歿數年家伝之宝器悉灰燼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使於鍛冶清定約師弟學其製也、清定以請外夷之賊雖告信敢不容、寧遺女於船長牟良叔會以如、結一朝之交而嫁之、概得聞其製方、千慮不通所以塞其底之術也</li> <li>同十三年南蛮船復漂到於坂井村熊野洋、…幸有船中一人鉄匠者、師之以得塞其底之術</li> </ul>

述べてみたい。

伝来銃の系譜について、鉄炮記の記載は、種子島時堯が一挺を買い求めたこと、そのうちの1挺を杉坊の津田監物に与えたことを記すのみである。種子島家譜は、時堯が一挺の鉄砲を買い求めたことと、津田監物にそのうちの一挺を与えたことは同じだが、これに寛永元年に二十三代藩主島津宗信公が伝來した一挺の火縄銃を鑑賞したこと、明治十年に西南戦争の兵火によって種子島家に伝わった伝来銃が焼失したので、西村時彦が遠祖織部丞が同じく得ていた鉄砲を種子島家に贈ったことの二点が追記されている。

系図の伝来銃の系譜の記載は、「獻二挺腰指於嶋主時堯公」である。この記載に従うと種子島家に伝來した火縄銃は、時堯が購入したものではなく來航した南蛮人が献上したものであること、献上先は、時堯と限定せず恵時と時堯を併記していること、津田監物に譲ったことの記載がないこと、さらに系図は伝来銃の一挺の一つが故郷、もう一つが腰指という名を持つていたことを伝えることなどは、鉄炮伝来に係る根本史料とする鉄炮記の記載と明らかに違うところである。さらに、系図中「清定」項目の末尾に「歿數年家伝之宝器悉灰燼」とあるのも系図の記載内容の特徴的箇所である。これを文字面どおり読むならば、数年を経て、少なくともこの系図の成立した以前に種子島家に伝來した初伝銃は焼失したということになるし、「悉灰燼」の「悉」の理解は複数の物体を対象とした言葉と理解するのが自然だから、先の津田監物に譲った記事が見えないことと合わせて考えると、実は津田監物には譲つてなく一挺ともに種子島家に伝わつており、それが一挺とも焼失したと云うことになる。

国産化の経緯の記載については、鉄炮記と家譜は、(時堯)が鉄匠數人にその模造を命じたが銃底を塞ぐ技術がわからず成功しなかつたこと、翌年南蛮船が再来しその中にいた鉄匠がいたので、金兵衛尉に命じて銃底を塞ぐ技術を学ばせて国産銃が完成したときわめて簡潔に記している。

同じく系図は、種子島島主が鉄砲入手直後に鉄匠にその模造を命じたこと、銃底の塞ぎ方がわからず苦慮しているところに同南蛮船が再来しそれに同乗する鉄匠にその技術を得て国産化に成功したとする一連の経過については概ね先の二つの史料と一致するが、この系図の作成意図からして当然だが、

①公(恵時・時堯)が初伝銃を入手直後に「使於鍛冶清定約師弟」てその模造を命じたとし模造に入った当初から金兵衛がその中心人物として登場すること、

②清定は、南蛮人からその技術を得るために自分の娘を遣わしたこと

③結局銃底の塞ぎ方がわからず成功しなかつたこと

④翌年南蛮船が再来し同乗していた鉄匠によって銃底の塞ぎ方を会得し国産化に成功したことと細かに記しているのが特徴である。

このように伝来銃の系譜や鉄砲国産化の経緯についての八板氏清定一家の記録内容は鉄砲記や家譜の記載とは異なる部分が多い。ここでは、とくに伝来銃の系譜を取り上げて考察を加えながらその記載の違いの原因がどこにあり、それは系図の史料的価値を計る上でどのような意味を持つのかについて考えてみたい。

文政十年三月九日条に<sup>(22)</sup>

再撰方五代直左衛門遣書干家老命

……南蛮人鉄砲伝授之事等詳書以可呈之事開于左

二、天正年間南蛮船漂着、初而鉄砲を相伝、翌年又、來着、打方火薬調合等相伝筋与相見候、

右火薬調合方ニ付而、いづかたの硫黃を以製候哉、

其事詳不知候間、島中ニ而硫黃取得候哉、外島江相掛取得候哉、相知候間、細々可申出候

一、右鉄砲相伝候節者、島主恵時家督中ニ而有之間敷候哉  
書出ニ者、其子左近将監時堯与有之候、此儀相糺可申出候

一、右鉄砲台ニ漢字ニ而故郷之文字彫付有之候、

南蛮人儀横文字相用事候処、南蛮 直伝之鉄砲江、

漢字有之儀甚不審之事ニ候、此儀委曲相糺可申出候

なる記録がある。これは、薩摩藩が三國名勝図会を編纂するため、その編纂局が薩摩藩の各領に対してその資料の調査を命じたものである。種子島家にも調査が命令されたがこれは、そのうちの一つ鉄砲伝來の件について糺したものである。

要約するとこれは初伝銃とされている鉄砲に対して、

①火薬調合には硫黄が必要なはずだが、その硫黄はどこで調達したものか。

②伝来時の島主は、時堯とあるが、当時の家督は恵時であるはずなのに時堯となつているのはどうしてか。恵時の誤りではないのか。

③伝来銃の台に漢字で「故郷」と彫り込まれているそうだが、南蛮人直伝の鉄砲ならば、横文字であるはずなのに漢字が刻まれているの

はおかしいではないのか。

の三点が疑問点としてあげられているのである。いすれももつともな記事で、現在我々が初伝銃の系譜について学問的に疑問としてきたことについて、すでに江戸文政期にも疑問が呈されていたことがわかり興味がある。

初伝銃を「故郷」「腰指」と呼んだことに関する疑問について考えてみよう。初伝銃を「故郷」「腰指」と呼んだと記す史料の出典及び箇所は、

八板系図の清定・金兵衛の項の

「南蛮船漂來于西之村洋時、携來鐵炮、而獻二挺<sub>〔故郷 腰指〕</sub>於島主<sub>〔惠時 公〕</sub>」と、

家譜寛延元年七月十四日条<sup>〔23〕</sup>

「宗信公覽家伝之南蛮筒一 故郷 腰指」と

家譜文政十年三月九日条<sup>〔24〕</sup>

「右鉄炮台ニ漢字ニ而故郷之文字彫付有之条…」ともう一つ

家譜明治二十三年六月二十四日条<sup>〔25〕</sup>

と系図は文化六年以降の成立と断定できるので、家譜の伝来銃の「故郷」「腰指」の記載は八板系図の成立する六十年前にすでに定着していたことが知れる。とすれば、系図の伝来銃についての呼称の記事は家譜の寛延元年のこの記事をもとにしたものかも知れない。ともあれ、系図の伝来銃の記載は、家譜の記載と一致するわけで、従つてこの箇所に関しては、鐵炮記が語らない重要な事実を伝えているとして史料的な価値を付加してもよいように思う。

次に文政十年の条が疑問とした二点目は、

一、右鉄炮相伝候節者、島主惠時家督中ニ而有之間敷候哉  
書出者、其子左近将監時堯与有之候、此儀相糺可申出候

であつた。これは、この時期の種子島島主は惠時であるのに南蛮人が鐵砲を伝授したのは不自然だ。ほんとうに南蛮人が鐵砲を伝授したのは時堯なのであるという疑問を糺しているのである。なるほど鐵炮記は「織部丞（南蛮船漂着のこと、赤尾木津へ回送すること）これをわが祖父惠時と老父時堯とに告ぐ…時堯すなわち扁艇數十をしてこれを引かせ…」「時堯その値の高くして及びがたきことをいわずして蛮種の二鉄炮を求めて…」と記して、あたかも時堯が家督者（島主）であるかのような記載である。しかし、家譜も記すとおりこの時期惠時と時堀は対立関係にあるが、明らかに島主は惠時であり時堀ではない。<sup>〔26〕</sup>にして記したかは興味があるところだが、先の史料によると「故郷」の名の由来はどうやら鐵炮台に刻まれた故郷の文字にあるようだから、鐵砲台の文字を確認したことか、もしくは、口伝によつたものであろう。故郷・腰指について家譜の記載と系図の記載は一致する。時代順でいう

ことはできないだろう。

種子島家譜の惠時の譜の天文十三年八月二十五日条には、

○八月二十五日、西村浦一大船漂来、不知自何国來、其人形不類、語不通、見者以為奇怪矣、西村宰有西村織部丞時貫者、以杖書於沙上云、船客不知何国人也、有大明儒生五峯者書云、是南蛮種之賈人也、非可怪者矣、即時貫遣人告惠時、惠時命群臣使輕舟拏之、二十七日、入船於赤尾木津、賈胡長有二人、一曰牟良叔舍、一曰貴利志多陀孟太、共手携一物、為其體無可比倫、為其用奇也妙也、名曰鐵炮、惠時・時堯見以為兵器之甲也、而求蛮種之鐵炮二、為家珍矣、令鐵匠製之、形象頗相似之、有未盡所、

とある。この記事の中のとくに、「共手携一物、……名曰鐵炮、惠時・

時堯見以為兵器之甲也、而求蛮種之鐵炮二、為家珍矣、……」や同じく同年春の「今春南蛮船來于熊野浦、船中有一人鐵匠、惠時・時堯以為、天之所授即遣金兵衛清定者學製鐵炮、暮年而新製數十鐵炮、流布于世、日本鐵炮權輿歟」の記録は、惠時が鐵炮传来及び鐵炮の國產化に深く係わっていたことを如実に物語っている。また、前掲八月二十五日条の鐵砲传来にかかる記録は、勿論時堯の項にもある。しかし、その記載内容は、

○八月廿五日、南蛮人來、時堯見所持之鐵炮其用奇、學之、然言語不通、幸客中有明儒者、以文字通之、時堯大悅、由之聞之熟習之、得百發百中之功、群臣亦效之、且令笛川小四郎學製其藥之法、  
と、恵時のそれに比べて極めて簡略化されたものである。こうしてみると、鐵砲传来の主役は、時堯よりも惠時であったといえなくもない。文

政十年条の指摘もこのような事情のもとでなされたものであった。鐵炮記が惠時をほとんど無視しているのに対し系図は、「獻一挺<sup>故鄉</sup>於嶋主<sup>時堯公</sup>」と島主惠時、その子時堯に与えたと記しているが、この記載については、史実により忠実であるのは系図とみるべきであろう。

鐵炮記の「於此時、紀州根來寺有杉坊某公者、不遠千里、欲求我鐵炮、時堯感人之求之之深、……即遣津田監物丞、持以贈其一於杉坊、……」の箇所は、伝來した火縄銃の国内伝播の先駆けをなしたものとして注目される記事である。つまり、時堯が南蛮人から買い求めた火縄銃のうちの一挺を根來寺杉坊津田監物に譲ったということを語っているのだが、このことについては系図は全く触れていないし、また、家譜の記載は鐵炮記のこの下りとやや矛盾する内容となつていて。

家譜寛延元年七月十四日の条には「宗信公覽家伝之南蛮鐵砲二一名故鄉腰差」とある。この記事は、寛延元年七月十四日に島津家当主第二十三代宗信が種子島に赴いた際、故郷・腰指と呼ばれる南蛮传来の火縄銃二挺をご覧じたことを記録としてとどめたものである。家譜は、種子島家の公式記録で記録奉行が所定の手続きでしつかりした考証の上で記録にとどめ置かれるものであって、史料としては一級の価値を持つものであるが、この記事の内容を素直に読めば、寛延元年、西暦一七四八年、鐵砲传来から数えて二〇〇年後において、種子島家には南蛮人から伝授された2挺の火縄銃がそのまま伝えられていたことになり、鐵炮記が根來寺の津田監物に譲ったとする記事と符合しないことに気づくのである。関連して系図の「清定」の項の末尾に「歷數年家伝宝器悉灰燼」の記事がある。前述したところであるが、ここにいう「家伝宝器」は、文脈か

らいつて種子島家が南蛮人から直伝の鉄砲と解釈する以外になく、また、「悉灰燼」の「悉」の理解は複数の物体を対象とした言葉と理解するものが自然だから、すくなくとも系図成立の文化五年あたりまで、前掲家譜寛延元年条と併せて考へれば、寛延元年から文化五年あたりまでは、

種子島家が南蛮人から伝授された二挺の火縄銃がそのまま伝えられていたことになるわけで、従つて、系図に津田監物に譲つたとの記録がないこと、同じく「歴數年家伝之宝器悉灰燼」の記事、家譜寛延元年の条によれば、伝来銃は、実は、紀州根来寺の津田監物には譲られておらず、二挺ともに種子島家に伝わっていたということになるようだ。

また、種子島家譜明治十一年二月十五日条には、<sup>(2)</sup>

「西村時彦、鉄炮一挺を献ず、初め天文十二年南蛮人鳥銃を法性公に献ずるなり、時彦の遠祖西村織部丞も亦一挺を獲たり、去歳の戦いに公室の藏する所は兵火のために焼かれる、時彦之を聞き、乃ち己が家に藏するところを献ず……」などと伝来銃の系譜をとある。つまり、これは、明治十年の役の戦災にあい、種子島家に伝來した火縄銃が焼失したので、西村家が遠祖織部丞の獲ていた鉄砲を種子島家に献上したとういうことを語るものである。伝来銃焼失を語るこの箇所は、系図が「歴數年家伝之宝器悉灰燼」として、系図成立の時期と想定した文化五年を遠く経ない時期に焼失したことと窺わせることとは符合しないが、これについて

はしばらくおいて、宗信公が南蛮人直伝の鉄砲をご覧じた寛延元年から明治十年までは、伝来銃が焼失したとか紛失したとかの記録がないから、初伝銃はそのまま種子島家に伝えられていたということになろう。問題はそれが一挺であったのか、二挺であったのかだが、勿論この明治十一

年条からはつきりしないのだが、先の寛延元年条と明治十一年条を素直に結んで考へると、寛延元年に宗信公がご覧じた二挺がそのまま伝わっている考へるのが自然だと思う。

種子島家にもたらされた初伝銃のその後の系譜について、家譜や八板氏系図によると、初伝銃の一つが根来寺の杉坊に譲られたとする一般的な見解にはやや疑問有りとしなければならない。

また、前掲の明治十一年条によると、種子島家が南蛮人から鉄砲を二挺得たとき、実は西村織部丞も一挺を得ていたことになり、従つて、天文十二年に日本にもたらされた鉄砲は三挺であったことになるし、先に述べたが、時の島主の問題、鉄砲伝受の経緯つまり、購入したのかあるいは譲られたのか（家譜明治十一年条に述べられたことになり、従つて、西村織部丞も一挺を得ていたこと）。これは、購入か譲られたのか。鉄砲記の高価をいとわず得ていたこと。これは、購入か譲られたのか。鉄砲記の高価をいとわず種子島家が購入した記事とあわせると西村家はその代金を工面するだけの財力があったか。財力から云つて織部丞は譲られたと考えるのが自然）、鉄砲台に刻まれていたとされる「故郷」の文字にからむ問題等まだ、初伝銃については検証すべき材料が多いわけだが、これらの問題を検証するに際して、鉄砲記は勿論だが八板系図等他に補完する史料をも積極的に活用すべきと思われる。

①

八板春吉氏所藏

二月

② 森克己氏「鉄炮伝来にまつわる伝説成立」(『日本歴史五〇号』、吉川弘文館館刊)

種子島

役人

③ 三木靖氏「種子島銃の伝播と合戦における使用」(『戦国史叢書一〇

薩摩島津氏 新人物往来社刊』

④ 「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家分四 八三九文書、鹿児島県刊』

異国船掛申渡書

先達而おろしや船長崎江渡來、通商之儀相願候得共、難取用筋付、其旨申論し、先年與へ置候信牌も取上之、以來乗渡間數旨堅く申渡、帰帆いたさせ候付、再渡ハ致間敷候得共、此後萬一漂流に事寄乗渡、何れ之浦方ニ船を繁申間敷ものにも無之候間、吳國船と見請候

ハ、早々手當いたし、人数等差配、先見分之者差出、得与様子相糺し、弥おろしや船に無相違相聞得候ハ、能申論し、なりたけ穩

に致帰帆候様可取計候、尤実に難風ニ逢ひ漂流いたし候様子而、

食物・水・薪に乏しく、直帰帆難相成次第候ハ、相應に其品

相与ヘ、可為致帰帆候、何様相願候共、決而上陸ハ、不為致、帰帆

迄者番船付置、見物等相禁し、其段早々可有注進候、再應申論し候

而茂、相拒不致帰帆及吳儀候ハ、時宜ニ應し不及伺打拂、其旨可申

聞候、右躰之始末ニ至り候節者、諸事寛政二亥年吳國船之儀ニ付相

觸候趣ニ準し取計可申、此節從公儀被仰渡候条、おろしや船漂來

之節者、右之御趣意應し、萬端無手抜様取計候様、支配中江可申渡

者也、

種子島

役人

④ 前掲八四六文書

異国船掛申渡書

おろしや船何れ之浦ニ而も相見得候ハ、嚴重ニ打拂候様、公義より被仰渡、御領内御取締向、長崎御奉行より御達有之候条、おろしや船と身受候ハ、早速厳重ニ致手當、鹿児島へ無遅滞可申越候、万一難船漂着ニ相見得候ハ、其所江留置、早々申越候様、種子島江可申渡者也、

正月廿日

吳國船掛

種子島

役人

⑤ 前掲八五〇文書

種子島おろしや船手配書

おろしや船、上之郡・中之郡・下之

郡漂來之節可致手配左之通、

已天國掛衆

一御役人兩人

岩川十右衛門  
何方へ漂着候而茂

知覧覺之丞

一 御物奉行兩人	西村源五右衛門	一 馬役壱人	知覽才右衛門
	但 右内手廻六人ツ	右同式人ツ、 内 拾人小頭	何方ニ而も差越申候、
一 組頭兩人	張紙右同	一 士五拾人	右同式人ツ、
	上之郡		
一 組頭兩人	右同五人ツ	外二村足輕有、	御兵具所付
	中之郡	小頭・小者壱人ツ、	一 足輕七拾人
一 組頭兩人	右同三人ツ	用夫五拾人	
	西村甚四郎		
一 橫目兩人	何方へ相見へ候而も	一 醫師兩人	吉良見龍
	差越申候、		井元寿珀
一 足輕頭兩人	岩川作左衛門	書役壱人	羽生平之進
	西村甚五太夫	取拂兩人	
一 船奉行兩人	西村次郎兵衛	右同、	
	森十郎右衛門	右物奉行より申渡、	
一 普請奉行兩人	西村七左衛門	右物奉行申渡、	
	羽生武兵衛		
	梶原瀬左衛門		
一 小荷駄奉行	足輕		
	用夫		
一 小荷駄奉行	右、前以村々江申越、漂來之場所へ出張可為致事、		
	但村割を以人数追而可相定候事、		
一 舟	右之通、早々漂着之海邊江出張いたし、木屋為掛可相守事、		
	方江可申出事、		
一 舟	右同式人ツ、		
	内 内人惣大工		
一 舟	但大工捨人召列、		
	内人惣大工		
一 舟	何方ニ而も差越申候、		
	何方江も差越申候、		
一 舟	鮫島甚右衛門		
	西村喜右衛門		
一 舟	西村内九市		
	川内九市		

兵糧手當之事、

武具之儀、飛道具・長道具共ニ所持之道具可持出事、

飛道具等御物ニ有限ニ而相済、所持無之面ミ者、自分差料ニ而可相

勵事、

一何方江漂來之節も、二之郭・矢倉臺ニ而鐵炮三放續打ニ為打相圖ニ而、麓士不殘御城江可駆付事、

大繩用意之事、

但組頭より申渡、

一麓諸士者、小頭より可申渡事、

一村ミより横目両人ツ、召出可申渡事、

一籌松

但組頭より申渡、

一御使人

鮫島生治

一椎原周兵衛

但附役老人、

一右同

日高源右衛門

一右同

桜井七右衛門

但書同断、

一浦船三艘

右、運送用として船頭・水主手當之事、

一諸士得道具申出之事、

但組頭より小頭江申渡、

一先駆附賦外之組頭・兵具奉行・納戸奉行之儀者、早速御屋敷江駆

參繢出、可致差引事、

一吳國船漂來之節、鐵炮打方番人可相放旨申渡、兼而鐵炮相渡置候儀申渡候事、

其節御用人、當番方へ得差圖可申事、

一向ミ依而者武三之手被差遣候間、兵具奉行一手ニ両人ツ可被立

格護ニ而罷居候様申渡候事、

但兵具奉行ニ而及不足候ハ、御納戸奉行相加ハ、

日高七郎左衛門

和氣新左衛門

右、依様子而者、御用可被仰付候間、其心得ニ而罷在候様申渡候事、

候事、

一無役之御役人組、本人并嫡子・二男・三男者、御城江罷出可相固事、

右者、此節おろしや一件ニ付致手當候様被仰渡候ニ付、御先

代白帆之節御手當ニ準し、右之通致手當候間、此旨可被奉達

御聽候、以上、

辰二月

種子

鹿兒嶋  
御役所

⑥ 前掲八六一文書

當月十五日、吳國船壹艘長崎江致入津候處、帰帆被仰付、同十七日、申之方江向致出帆、帆影不相見得候、右ニ付、御領内浦ミ入念候様、長崎御奉行被仰渡候条、兼而申渡置候通、堅固ニ可相守旨、種子島江可申渡者也、

八月廿四日

『英國船掛印

(22) 『種子島家譜（卷四三）二十三代久道譜』（種子島開発総合センター所蔵）

種子島役人

(23) 『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺家分四 三五二二頁、鹿児島県刊』

(24) 前掲(22)に同じ

(4) 前掲八四六文書

(5) 前掲八五〇文書

(6) 前掲八六一文書

(7) 森克己氏「鉄炮伝来にまつわる伝説成立」（『日本歴史五〇号』吉川弘文館刊）

(25) 『種子島家譜（卷八九）二十七代守時譜』（種子島開発総合センター所蔵）

(26) 「東洋遍歴記」（メンデス・ピント、『東洋文庫所収』）

(27) 『種子島家譜（卷八七）二十五代久尚譜』（種子島開発総合センター所蔵）

(8) 西村時彦「鉄砲記」（『南島偉功伝』卷之下、誠之堂刊）

(9)(10)(11) 「鉄砲鍛冶文書」（種子島開発総合センター所蔵）

(12) 『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺家分四 四四九頁、鹿児島県刊』

(13) 前掲(8)に同じ

(14) 鹿児島県立図書館蔵

(15) 前掲(9)に同じ

(16) 前掲(10)に同じ

(17) 『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺家分四 一三七頁、鹿児島県刊』

(18) 種子島家の正月行事として的始めが定例化したと考えられる寛永十一年から、八板系図の成立の時期と思われる文化七年あたりまでの整理表

(19) 『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺家分四 七六〇七七頁、鹿児島県刊』

(20) 平山武章氏「鉄砲伝来記」（八重岳書房刊）

(21) 「鉄砲鍛冶文書」（種子島開発総合センター所蔵）

